

北広島町農業委員会第29回総会議事録

事務局 (第29回北広島町農業委員会総会開会宣言)

事務局長 (事務局長報告)

会長 (開会あいさつ)

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

15 番 11月12日に地区担当推進委員と現地確認調査をしました。内容は議案書摘要欄の通りです。申請に至った経緯ですが、単身で住まわれていた母が、譲受人のところに転居された後、空き家の前にある申請地を子に贈与したいということです。同業経営規模も、機械・労働力・技術等において問題ありません。周辺農業に対する影響についてはありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件について、ご意見ご質問はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

会長 番号2番について、事務局より説明をお願いします。

(3番委員が議事参与の制限により退場)

事務局 (議案を読み上げる。)

11 番 11月13日に地区担当推進委員と現地確認をしました。内容は議案書摘要欄の通りです。また、関係人と面談による聴き取りをしました。申請地は、地区外の大型農家が以前から耕作されていましたが、距離があり効率が悪いことから来年から耕作できないということがあり、近隣の譲受人がこのたび引き継いで耕作していくことを確認しております。譲受人は農業法人の代表もされています。個人でも機械・労働力・技術等において問題ありません。周辺農業に対する影響についてはありません。以上のこと

から、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件について、ご意見ご質問はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

(3番委員が入場)

会 長 番号3番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

15 番 11月12日に地区担当推進委員と現地確認調査をしました。内容は議案書摘要欄の通りです。所有者から誰かに貸したいとする相談を2年ほど前から受けておりましたが、所有者へ購入したいとする話がまとまったのが3カ月ほど前のことです。譲受人は周辺地域の谷の8割ほどを耕作されており、申請地が位置的に続けて耕作できるということです。機械・労働力・技術等において問題ありません。周辺農業に対する影響についてはありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長 この件について、ご意見ご質問はございませんか。

職務代理者 譲受人は、いままでたくさん田を買われているが、遅滞なく耕作されていますか。

15 番 毎年の利用状況調査で確認しているが、稲作がなされています。

4 番 先ほどの質問については、当該地区だけでなく経営農地すべてについての質問と捉えられるので、それも含めて回答をお願いしたいと思います。

15 番 担当地区以外のことについては、分かりかねます。

会 長 譲受人の経営農地の利用状況について、13番委員、15番委員の担当地区はいかがですか。

13 番 毎年、水稻を作付されています。

5 番 問題ないと思います。

- 11 番 労働力も確保されていますか。
- 13 番 確保されています。
- 会 長 農事組合法人なので、毎年 of 状況報告が出ていますよね。
- 事務局 出ています。
- 4 番 芸北地域の懸案の土地を含めて報告されていると考えるもいいのか。
- 事務局 はい、全体で出てまいります。そう考えていただいてもいいと思います。
- 会 長 その他にご意見ご質問はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 異議なし(挙手全員)
- 会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

- 会 長 番号4番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 16 番 11月13日に3番委員と地区担当推進委員と、本人立ち合いのもとで現地確認調査をしました。内容は議案書摘要欄の通りです。申請地は私が知っているところでは30年以上作付されておらず、いつ頃かは不明ですが前所有者が肥土をはがして横のほうへ置かれており、草刈りして保全管理されています。隣接宅地は申請人が所有されています。周辺農業に対する影響についてはありません。以上のことから、許可妥当と考えます。
- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委 員 (異議なし)
- 会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会長 番号5番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

6番 11月11日に7番委員と地区担当推進委員と3人で、譲受人の立会のもとで現地確認調査をしました。内容は議案書摘要欄のとおりです。現地の状況は、40年前から田では無く家の裏はすべて庭のような状態であり、顛末書が添付されています。譲り受けたのちは、このまま駐車場として利用するとのことです。周辺農業に対する影響についてはありません。以上のことから、追認許可妥当と考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

会長 番号6番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

15番 11月12日に2番委員と地区担当推進委員と現地確認調査をしました。内容は議案書摘要欄の通りです。譲渡人は県外に嫁がれており町内へ帰郷される予定はありません。近隣の所有農地は非農地証明申請されたが非農地と判断できず、農地として近くの農業者へ譲り渡された経過があります。今回、申請地を空き家付随の土地として駐車場や資材置場に転用したいとのことで申請されています。周辺農業に対する影響についてはありません。以上のことから、許可妥当と考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

会 長 番号7番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案を読み上げる。）

2 番 11月12日に15番委員と地区担当推進委員と私の3名で現地調査を行いました。譲渡人の立会のうえ、現地で特に用排水路の確認をしています。この案件につきましては、以前に農地相談会に夫婦で来られて耕作者を探してほしいということで、担当地区委員として担い手4者にあたってきましたが引き受けてが無いまま2～3年経過し、現地は草が全面的にかなり生えてセイタカアワダチソウがあまりにも目立つのでそれだけは取り除いているというふうな現地管理で、今回の申請になったということです。図面番号7-2をご覧くださいと東側に1枚の田が残るということでしたので、それへの営農上の支障が無いかとどうかということを現地で確認をしました。地図の北側・南側双方に水路があり、双方から水が取れるという状況でありました。東側の田の所有者からの同意書も取得されているという説明を受けました。工事の内容に至っては切土・盛土とも35センチメートル、畦畔についてはブロック積がされておるし、その下になる東側の田との境界については、大きなU字水路が埋まっている状態で、2棟建てて、公共の上下水道を利用されるということです。周辺農業に対する影響はないということで確認を取りました。以上のことから、許可妥当と考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし（挙手全員）

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 （異議なし）

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番について申請どおり許可して良

いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第4号 農業用施設転用届について

会長 番号8番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

職務代理者 11月13日に9番委員と地区担当推進委員と現地確認調査をしました。届出のあった農事組合法人の代表理事の立ち合いにより、聴き取りを行いました。現在農機具は機械格納庫が無いので、ハウスの中に入れて、屋外でカバーをかけて置かれておいて、どうしても事務所の近くに格納庫が必要だということでした。周辺営農への影響はありません。以上のことから、届出受理妥当と考えます。

会長 この件についてご意見ご質問はございませんか。

委員 （異議なし）

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第5号 非農地証明申請について

会長 番号9番について事務局より説明をお願いします。

事務局 （議案を読み上げる。）

5番 11月12日に13番委員と地区担当推進委員とで現地確認調査をしました。今年の3月に近隣に居住されていた所有者が亡くなられて、相続人として町外に居住されている長女が、地目変更するための申請に及んでおられます。現地は急傾斜地にあり進入が大変困難なところ。竹や木が生い茂っており、数十年も耕作されていないような状況でした。周辺農業に対する影響についてはありません。よって調査の結果、農地への復元が困難であると判断しました。

- 会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 3 番 周辺に小さい畑があるようですが、そんなに大変なところであれば非農地判断できたのではないのでしょうか。利用状況調査でどういう調査がされているのですか。
- 5 番 申請地は、山林化していますが、近くの小さい畑については、耕作されている状況が見受けられました。
- 4 番 利用状況調査でB分類に判定されていたところですか。調査されなかったということですね。
- 5 番 調査は行っています。
- 事 務 局 現地は、現況地番図にもございますとおりの筆界がたくさん密集しております。山際に位置しており、大変急峻な傾斜もあり、比較的なだらかなところもあります。農地利用状況調査の際、事務局から調査にあたっていただく委員へお渡しした航空写真を重ねた図面がありますが、縮尺の関係から地番などの表示が重なり、また山影に入っておりますので、これをもって現地の特定をすることが難しいところでもございました。担当委員には大変ご迷惑をおかけしております。事務局においても現地確認しておりますが、少し離れたところまでは不作付ですが、保全管理がされており、申請地周辺は所有者が違うため山林化している状態でした。今回の申請を受け、縮尺を拡大した図面をお渡ししてあらためて調査にあたっていただいたところです。
- 4 番 ということは、国土調査は済んでいるところですか。
- 事 務 局 国土調査が済んでいるところです。お手元の図面は、かなり縮尺を拡大していますが、かなり狭小な畑が集合しています。
- 16 番 山地番と思われますが、農地パトロールの地図には、申請地が載っていたのですか。
- 事 務 局 山地番ですが、委員にお渡しした地図には載っていますが、ものすごく狭小な区画が密集しているところですので、野帳との照合をしていただくのに縮尺を拡大しないととても分かりにくく、それをもって現地で場所を特定して判断していただくのは難しいかと思えます。
- 1 番 農地パトロールの成果ではなかったということですね。国土調査の成果ではどのような処理をされているのかはわからなかったのでしょうか。国土調査で、畑が山になっていたらどのような整理をするのでしょうか。
- 事 務 局 申請を受けて、今回あらためて農地利用状況調査を行っていただいたものです。登記事項証明書から昭和47年に国土調査が入っています。なお、国土調査法に基づく地籍調査の成果として、土地登記簿と現況の地目が異なっている場合は現況に合わせて山林等の地目に変更されるので、農業委員会へ通知を受け、農地台帳から除いています。な

お、地籍調査において、地目が農地である土地について、形質変更等がされているときなど、地目認定に関して疑義があるような場合は、地籍調査の担当部局から農業委員会事務局へ照会を受けて調整を行っています。

会 長 その他ご意見ご質問はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

会 長 番号10番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

8 番 11月15日に会長と地区担当推進委員と現地確認調査をしました。申請地は議案書摘要欄にある通り、3筆とも長年耕作をされておらずに、太い木があったり、背丈の高い草が生えている状況になっていました。周辺には農地はありませんので、非農地証明することで周辺営農への支障はありません。よって、調査の結果、農地への復元困難であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号10番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

会 長 番号11番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

5 番 11月12日に13番委員と地区担当推進委員とで現地確認調査をしました。内容は議案書摘要欄の通りです。申請された経緯は、所有されている農機が故障したことから担い手へ耕作を預ける状況となったのを機に、所有される農地の整理を目的としたものと

確認しています。周辺農業に対する影響についてはありません。よって調査の結果、農地への復元が困難であると判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

議案第6号 農地利用集積計画(元-26)について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。)

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

4 番 農用地利用集積計画総括表にある項目に10年以上と記載があるが、それぞれ9年以上、5年以上9年未満、2年以上5年未満、2年未満、として記載すべきではないか。

事 務 局 ご指摘のとおり、訂正し、今後改めさせていただきます。

職務代理者 番号2にある方は、同一世帯と思われるが、利用権設定を行う必要があったのですか。

事 務 局 農業者年金の経営移譲年金の受給されており、農業経営を移譲されていることから、あらためて息子さんへ利用権を更新されるものです。

会 長 その他ご意見ご質問はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について決定することにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって決定されました。

委員 異議なし（挙手全員）

会長 挙手全員です。よって決定されました。

以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

令和 年 月 日

会長

⑩

議事録署名者

⑩

議事録署名者

⑩